

③ルール・審判委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織第1条第③項のルール・審判委員会について定める。

(目的)

第2条 この委員会は、卓球ルールの制定及び改定と本会の公認審判員・上級公認審判員、公認レフェリー（以下公認審判員等という）の審査ならびに指導監督を行い、本会会員への卓球ルールの周知徹底、普及、指導を行うと共に、卓球競技会の円滑な遂行と、その権威を保持することを目的とする。

(事業)

第3条 この委員会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1) 卓球ルールの制定・改訂の検討とその管理
- 2) 卓球ルールの普及および指導
- 3) 公認審判員等の資格審査ならびに推薦
- 4) 公認審判員等の指導監督および管理
- 5) ルール、審判講習会の開催およびその指導
- 6) その他関連する必要事項

(構成)

第4条 本委員会の委員の構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 2名
(内1名が審判担当、1名がルール担当とする)
- 3) ブロック代表通信委員 9名
- 4) 本会各委員会代表通信委員 若干名
- 5) 加盟団体代表通信委員 若干名
- 6) 委員長推薦審議委員 若干名

2 審議委員と通信委員について

- 1) 審議委員とは、委員会の事業目的達成のために審議する委員である。
- 2) 通信委員とは、委員会の事業目的達成のために通信にて連絡をする委員である。
- 3) 通信委員は、審議委員を兼務することがある。
- 4) 通信委員は、委員長の要請によって審議委員会に出席することがある。

(資格)

第5条 公認審判員および上級審判員は本会会員でありルールに精通し、かつ卓球競技会の競技運営及び審判実務にあたっては正しい判断のもとに迅速的確な処置を取り得る者でなければならない。

- 2) 公認レフェリーは本会会員であり、ルールに精通し、正しい判断と迅速、公正な処置により審判長として競技を円滑に運営遂行でき、かつ公認審判員等の指導・育成ができる者でなくてはならない。
- 3) 名誉レフェリーは、卓球全般に精通し、審判員の指導・育成および競技会運営の指導者として特別な資格を具備すると認められた者とする。

(資格区分)

第6条 本規定に定める公認審判員等の資格区分は次の通りとする。

- 1) 名誉レフェリー
- 2) 公認レフェリー
- 3) 上級公認審判員
- 4) 公認審判員

第7条 名誉レフェリーは、第5条第3項に定められた功績が認められた者とする。

第8条 公認レフェリーは、経験年数豊富で、各種競技会の競技運営ができる者であり、かつ上級公認審判員および公認審判員の指導養成ができる者とする。

第9条 上級公認審判員は、経験年数が相当にあり、本会が主催する全国大会の準決勝および決勝ならびに国際競技会の主審および副審を勤めると共に、各種卓球競技会の審判実務および競技運営ができる者であり、かつ審判員の実技の指導養成ができる者とする。

第10条 公認審判員は、各種卓球競技会において審判実務および大会各部門の運営担当ができるものとする。

(認定)

第11条 公認審判員等の審査は別に定める公認審判員審査規程によるものとし、つぎの通り行う。

- 1) 名誉レフェリーは、所属加盟団体長からの申請があった者に対し、理事会の推薦により、会長が指名する。
- 2) 公認レフェリーおよび上級公認審判員は所属加盟団体長からの申請のあった者に対し、本委員会が審査認定する。
- 3) 公認審判員は、加盟団体が実施した講習・資格試験に合格した者について所属団体長が申請を行い、本委員会で認定する。

第12条 前条3項における公認審判員の講習・資格試験を行える者は公認レフェリーとする。

(認定証等)

第13条 名誉レフェリー、公認レフェリー、上級公認審判員および公認審判員に認定された者に対しては、本会からそれぞれ名誉レフェリー証、公認レフェリー証、上級公認審判員証、公認審判員証ならびにそれぞれの資格の記章が交付される。

名誉レフェリー証、公認レフェリー証、上級公認審判員証、公認審判員証および各資格記章は各加盟団体長を経て交付するものとする。加盟団体は、公認レフェリー証、上級公認審判員証、公認審判員証に、該当者の写真（横4cm×縦3.5cm）を添付し、所定の費用を本会に納付しなければならない。

(罰則)

第14条 公認レフェリー、上級公認審判員または公認審判員であって適性を欠く行為のあった者に対しては、本委員会の議を経て、理事会が資格停止、降格

もしくは除名することがある。

(名簿)

第15条 本委員会は、名誉レフェリー名簿、公認レフェリー名簿、上級公認審判員および公認審判員名簿を作成し、必要な連絡を行うものとする。

(活動費)

第16条 委員長は活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 委員会活動にあたっては、本会の規定に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。